サービス連合
サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

第64号　2023年11月1日

毎月1日発行　1部50円（組合員の購読料は会費に含む）

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階
TEL 03-5919-3261　　発行人 石川聡一郎

2023 秋闘 闘争委員会設置
秋闘闘争体制を確認
魅力ある産業の実現にむけて

第２回中央執行委員会（２０２３年９月15日開催）にて、２０２３秋闘闘争委員会が設置されました。同日開催された、第１回闘争委員会では加盟組合が２０２３秋闘に臨むにあたり、最近の特徴的な動き、産業の状況、闘争委員会の取り組みについて確認しました。今回はその２０２３秋闘第１回闘争委員会の確認事項についてお知らせします。

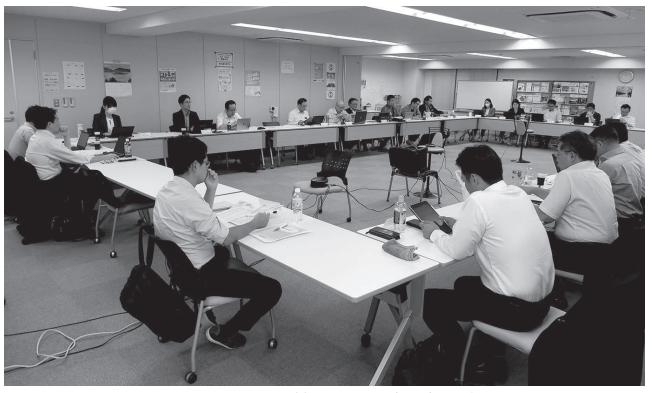
10月13日 第２回闘争委員会

最近の特徴的な動き

内閣府が２０２３年８月に発表した「月例経済報告」によると、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

厚生労働省が発表した２０２３年６月の有効求人倍率（季節調整値）は、１・３０倍となり、前月を０・０１ポイント下回りました。

また、新規求人倍率（季節調整値）は2・32倍となり、前月を０・０４ポイント下回りました。これを産業別にみると、宿泊業・飲食サービス業（１・３％増）、医療・福祉（０・９％増）、学術研究・専門・技術サービス業（０・８％増）で増加となり、製造業（11・０％減）、建設業（7・2％減）、教育・学習支援業（2・６％減）などで減少となりました。

総務省が発表した２０２３年７月の労働力調査によると、完全失業率は２・７％となり、前月より０・２ポイント上昇しました。完全失業者数は１８３万人で前年同月に比べて７万人増加し、３年ぶりの増加となりました。

また、主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療・福祉」、「建設業」、「卸売業・小売業」などが増加し、次いで「宿泊業・飲食サービス業」の増加となっています。

産業の現状

観光庁が発表した主要旅行業者の２０２３年６月分の総取扱額は、２０１９年同月比において、海外旅行、外国人旅行については先月と比較するとほぼ横ばいの状況で、国内旅行は約９割、合計では71％にとどまっています。

宿泊旅行統計調査によると、客室稼働率は６月が全体で55・６％、７月は57・８％となり、ともに前年を10％程度上回りましたが、２０１９年比では６月が５・０％減、７月は５・５％減となっています。

旅行・観光消費動向調査による２０２３年４～６月期の月別日本人国内旅行者数は、４月は３８９０万人（対２０１９年比16・９％減）、５月は５２９５万人（同22％減）、６月は４１８０万人（同15・４％減）となり、２０１９年度４～６月期と比較すると16・９％減まで回復しています。

航空貨物運送協会の発表による２０２３年１月から６月の国際航空貨物取扱実績は、前年と比べて輸入は件数で87・37％、重量で74・10％となりました。また、輸出は件数で83・90％、重量で69・61％となりました。

加盟組合が秋闘に臨むにあたり

各加盟組合は、要求実現にむけ労働条件の改善に全力を傾注するとともに、次なる２０２４春季生活闘争も見据え徹底した労使協議を展開することとします。

闘争委員会の取り組み

第23回定期大会にて確認した２０２３秋闘方針にもとづき、闘争委員会は、加盟組合と相互連絡を密にして状況を把握し、効果的に交渉内容を波及できる体制を構築させるとともに加盟組合へ支援をおこないます。

2023秋闘要求チェックをしよう！

サービス連合にて作成した『２０２３秋闘要求チェックシート』に基づき、各項目が要求できているか確認してみましょう。

1 正規労働者の賃金改善・一時金

- □ 中期的な賃金目標「35歳年収５５０万円」の考え方を堅持する
- □ 賃金カーブ維持分（制度による自動的上昇分を含む）
- □ 実質的な賃金改善が可能な加盟組合は1・0％以上の水準をもって賃金改善
- □ 指標に基づく一時金水準の回復、向上
- □ 年間４ヵ月相当の一時金、既に年間４ヵ月を確保している場合は前年実績以上

2 契約社員やパートタイマー等の待遇改善

- □ 月例給4，３００円以上・時間給34円以上の賃金改善
- □ 不合理な労働条件の是正（休暇・手当・施設の利用等）
- □ 正社員との整合性が確保された人事・賃金制度の導入
- □ 正規労働者への登用機会の設定
- □ 無期転換後の労働条件の引上げ

3 最低保障賃金について

- □ 産業別最低保障賃金の協定化
- □ ポイント年齢別最低保障賃金の協定化

4 同時要求項目

- □「第５期時短アクションプラン」に基づいた、年間総実労働時間の短縮への取り組み
- □ 総実労働時間の年間20時間短縮への取り組み
- □ 両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一対応への取り組み
- □ 子の看護休暇および介護休暇制度の有給化
- □ 改正育児・介護休業法への対応と男性の育児休業取得促進
- □ 男女平等参画計画で定めた取り組み
- □ 男女間賃金格差、男性の育児休業取得率の公表にむけた労使協議
- □ 60歳以降の雇用の確保に関する取り組み
- □ 希望者全員が65歳まで働く場を確保できる制度導入
- □ 70歳までの就業機会の確保に関する労使協議をおこなう（定年延長等）
- □ 60歳以降の労働条件について著しく低下しないよう労使協議をおこなう
- □ ハラスメント防止の対応についての点検活動

2023年10月より地域別最低賃金が引き上げられました

最低賃金って何？

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。最低賃金は、「最低賃金法」という法律で決められています。

最低賃金額より低い賃金で契約した場合は無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、使用者が最低賃金以上の賃金を支払っていなかった場合、使用者は労働者にその差額を支払う必要があるとともに、罰則が適用されます。

平成29年3月28日、政府や有識者等で開催された「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」が会議決定され、最低賃金については『年率3％程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1，000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。』とされています。

最低賃金は、都道府県ごとに定められている「地域別最低賃金」と、特定の産業ごとに定められている「特定最低賃金」の2種類あります。最低賃金の金額は、都道府県ごとに設置されている最低賃金審議会による審議を経て毎年改定されます。審議会は、公益委員・労働者側委員・使用者側委員で構成されており労働者側代表として連合が参加し、毎年の引き上げに注力しています。「地域別最低賃金」は、2023年10月以降、全国平均で1，004円（時間額）になりました。

2023年10月以降の地域別最低賃金

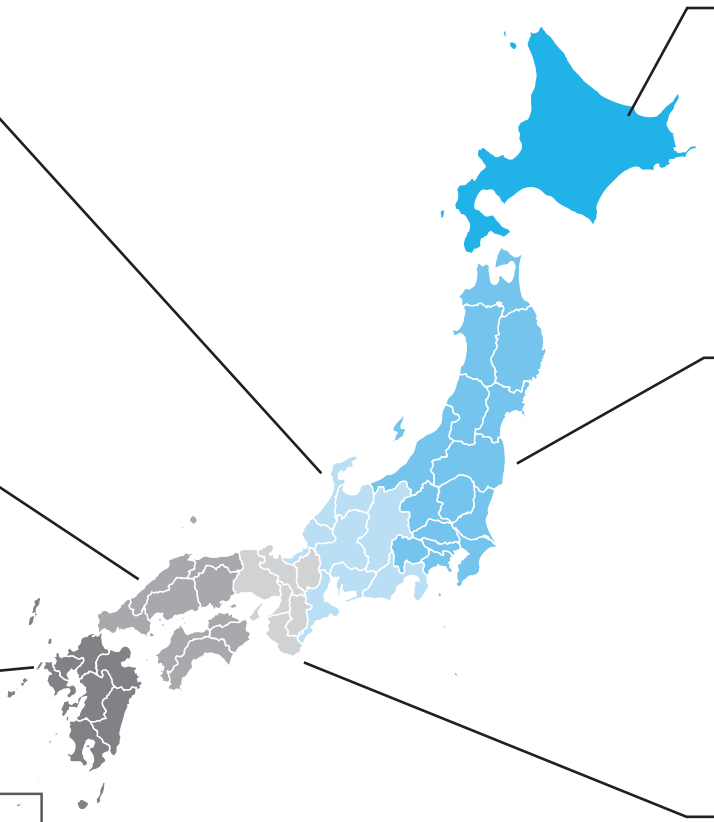

中部ブロック			
	変更後	変更前	発効日
富山	948	(908)	令和5年10月1日
石川	933	(891)	令和5年10月8日
福井	931	(888)	令和5年10月1日
長野	948	(908)	令和5年10月1日
岐阜	950	(910)	令和5年10月1日
静岡	984	(944)	令和5年10月1日
愛知	1027	(986)	令和5年10月1日
三重	973	(933)	令和5年10月1日

中国四国ブロック			
	変更後	変更前	発効日
鳥取	900	(854)	令和5年10月5日
島根	904	(857)	令和5年10月6日
岡山	932	(892)	令和5年10月1日
広島	970	(930)	令和5年10月1日
山口	928	(888)	令和5年10月1日
徳島	896	(855)	令和5年10月1日
香川	918	(878)	令和5年10月1日
愛媛	897	(853)	令和5年10月6日
高知	897	(853)	令和5年10月8日

九州ブロック			
	変更後	変更前	発効日
福岡	941	(900)	令和5年10月6日
佐賀	900	(853)	令和5年10月14日
長崎	898	(853)	令和5年10月13日
熊本	898	(853)	令和5年10月8日
大分	899	(854)	令和5年10月6日
宮崎	897	(853)	令和5年10月6日
鹿児島	897	(853)	令和5年10月6日

沖縄ブロック			
	変更後	変更前	発効日
沖縄	896	(853)	令和5年10月8日

北海道ブロック			
	変更後	変更前	発効日
北海道	960	(920)	令和5年10月1日

東日本ブロック			
	変更後	変更前	発効日
青森	898	(853)	令和5年10月7日
岩手	893	(854)	令和5年10月4日
宮城	923	(883)	令和5年10月1日
秋田	897	(853)	令和5年10月1日
山形	900	(854)	令和5年10月14日
福島	900	(858)	令和5年10月1日
茨城	953	(911)	令和5年10月1日
栃木	954	(913)	令和5年10月1日
群馬	935	(895)	令和5年10月5日
埼玉	1028	(987)	令和5年10月1日
千葉	1026	(984)	令和5年10月1日
東京	1113	(1072)	令和5年10月1日
神奈川	1112	(1071)	令和5年10月1日
新潟	931	(890)	令和5年10月1日
山梨	938	(898)	令和5年10月1日

関西ブロック			
	変更後	変更前	発効日
滋賀	967	(927)	令和5年10月1日
京都	1008	(968)	令和5年10月6日
大阪	1064	(1023)	令和5年10月1日
兵庫	1001	(960)	令和5年10月1日
奈良	936	(896)	令和5年10月1日
和歌山	929	(889)	令和5年10月1日

振り返ろう！時間外労働の上限規制

①時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情が無ければこれを超えることはできません。

②臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも
- **時間外労働**
  →年720時間以内
- **時間外労働＋休日労働**
  →月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内
  とする必要があります。

③原則である月45時間を超えることができるのは、年6カ月までです。

④法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく「法定外労働時間」の超過時間で判断されます

11月は過労死等防止啓発月間です！

皆さんは自分が実際に働いている時間を把握していますか？厚生労働省では「過労死等防止対策推進法」に基づき、11月を『過労死等防止啓発月間』としています。この取り組みは過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施されています。

サービス連合では過労死防止の観点からこの時期を労働時間適正化月間として、時間外労働、休日労働の削減にむけて啓発ポスターを作成しました。職場に掲示し、業務効率化の促進、時間外労働発生要因の見極めなど組合員の意識を高めていきましょう。また、時間外労働の削減にむけた労使交渉、職場点検活動を積極的におこないましょう。最近ではテレワークや副業により過重労働につながるケースも見受けられます。適正な時間管理についても併せて取り組むことが重要です。

11月はメニュー表示適正強化月間

サービス連合では「ホテルの日」のある11月を「メニュー表示適正強化月間」としています。２０１３年秋、ホテル・百貨店・レストラン等が、メニュー表示と異なる食材を使用して消費者に料理を提供していたとの事実が相次いで判明し、これを受けて消費者庁は、２０１４年３月に、国内外の消費者の日本の食に対する信頼を失墜させるおそれがあるとして、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方についてのガイドライン」を発表しました。

サービス連合はこの食品表示問題を重く受け止め、加盟組合へのヒアリングをつうじ問題発生の原因を徹底的に究明し、再発防止にむけ必要な対応を検討するため設置した「食品表示問題対策チーム」の答申をもとに、食の安全や安心への対応に留まることなく、社会・消費者からの産業への信頼を回復させ、サービス・ツーリズム産業の健全な発展を促すため、２０１４年７月に「食品表示問題に関する報告」を取りまとめました。「原因の検証」をおこない、報告書の中で「知識・意識に関する課題」「食材に関する課題」「人財に関する課題」「体制に関する課題」の４つの視点で取りまとめました。

サービス連合では、今年度もメニュー表示の適正化にむけた問題を風化させない取り組みとして、「ホテルの日」のある11月をメニュー表示適正強化月間と定め、点検活動を継続しておこないます。

メニュー表示と異なる食材を使用して消費者に料理を提供することは、景品表示法で禁止されている「優良誤認表示」にあたる可能性があります。

個々の表示が「優良誤認表示」に該当するかどうかは、料理名だけでなくその他の文言や写真などを含め、メニュー全体から消費者が受ける印象や認識が基準となります。

景品表示法上は、消費者に誤認されるおそれがあるかどうかが不当表示基準になります。なお、メニュー表示においては、実際の料理の味、食材が科学的に同じかどうかや優れているかどうか、事業者間の慣習等は考慮されていません。

不当表示は、故意・過失を問わず禁止されています。そのため、飲食店が故意にメニュー表示と異なる食材を使用した場合だけでなく、飲食店に食材を納入している業者が食材を偽装し、飲食店がその偽装に気づかずメニュー表示を誤った場合であっても、飲食店が景品表示法違反を問われることがあります。

ガイドラインには適正な表示をするために企業がどのような取り組みをすべきかを示しておらず、そのため企業は自ら、「自社にとっての適正なメニュー表示」や「その適正なメニュー表示を行うために必要な体制や仕組み」を検討し、それらを実行しなければなりません。

飲食に係る企業は、日頃から食中毒を防止するための食品衛生に関する取り組みや顧客満足度を向上させるための接客サービスに関する取り組みをおこなっていますが、企業や労働組合は、労使双方でそれらの取り組みの中に景品表示法違反防止対策を織り込み、効率的に実施することが求められます。

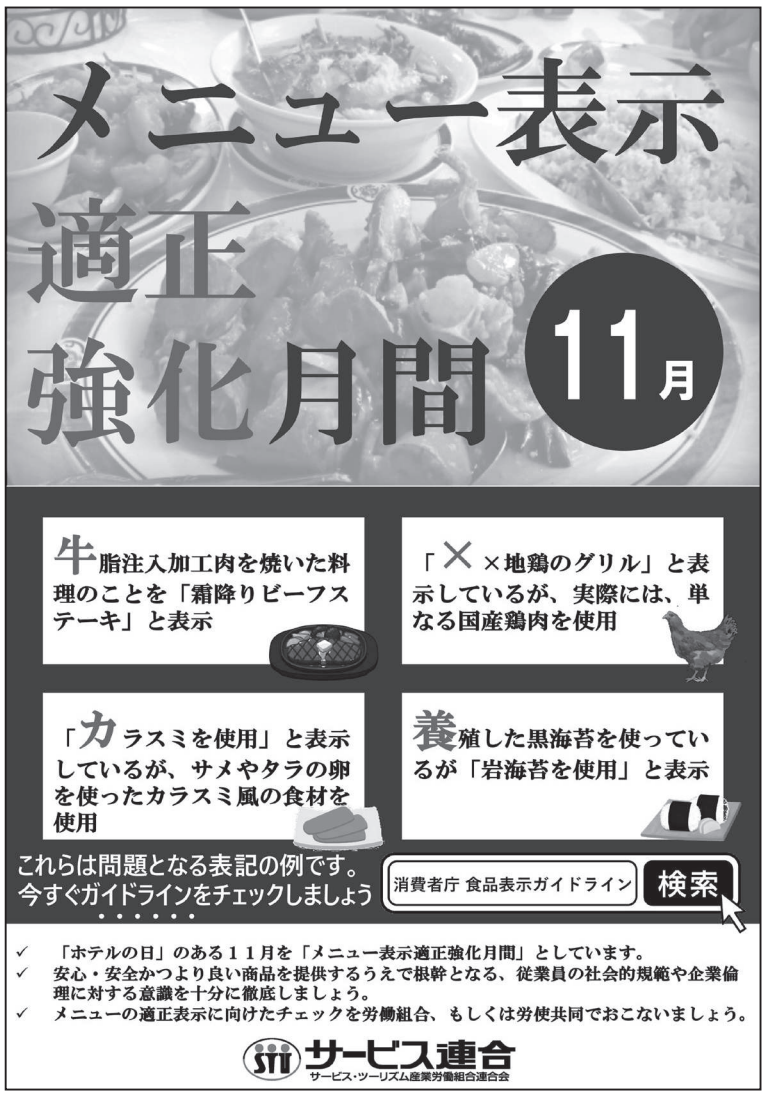

具体的な違反例

・「ビーフステーキ」や「ステーキ」とメニューに表示してあるものが実際には牛肉の成形肉だった。

・メニューに「国産和牛のステーキ」と表示しているのに、実際には国産和牛ではなく、オーストラリア産の牛肉だった。

・メニューに「△△（地域名）野菜使用」と表示しているが、実際には、△△（地域名）野菜だけでなく、それ以外の地域の野菜を多く使用していた。

・「シャンパン」と表示しているが、実際にはスパークリングワインをコップに注いで提供していた。

・「山形県産はえぬき使用」とメニュー等に表示しているが、実際には山形県産の品種のブレンド米を使用していた。

10月からはステルスマーケティング（ステマ）についての規制が始まりました。広告表示の徹底などが求められますので注意が必要です。

臨時国会が開会

憲法では内閣が国会召集を決定することができると規定されており、また、どちらかの議院の総議員の４分の１以上から要求があったときには、内閣はその召集を決定しなければならないことになっています。

臨時国会の会期は、その都度国会が決定し、２回まで延長することができます。秋に召集されることが多く、内容としては、通常国会で成立しなかった法案や経済対策のための補正予算案審議や緊急災害対策の必要があるときに召集され、通常国会のように１５０日間という決まった会期はありません。最近のケースでは、３カ月以内の会期で開かれているのが多いようです。

また、衆議院議員の任期満了による総選挙や参議院議員の通常選挙がおこなわれた後には、必ず臨時国会を召集しなければならないことになっています。

過去には最長１６３日間にわたる臨時国会が開かれた年もありました。（１９８８年消費税導入を審議した際の臨時国会）

物価高騰の経済対策の実現を目指し、10月20日に召集された臨時国会では、補正予算を編成する動きになっています。今回の大きな柱として、具体的には、①物価高対策と経済の足場固め②構造的賃上げと投資拡大の流れの強化③人口減少を乗り越えるための社会変革④国民の安全・安心の確保の４本柱が掲げられています。いたずらに規模の大きな経済対策に膨れ上がらせることを避け、緊急性がある政策にしっかりと絞り込み、国民生活の安定に資する経済対策となるよう、議論されていくことを望みます。

組織拡大集中取り組み期間

労働運動の基盤は組合員の強固な団結であることは言うまでもありませんが、更に組合員の数の力もまた重要です。コロナ禍から脱しつつある今は組織基盤の強化とともに更なる組織拡大の好機です。サービス連合は、結成以来10万人組織を目指して組織拡大に取り組んでおり、第20回中央委員会で確認された「10万人組織へのプロセス」「長期ビジョン」にもとづき組織拡大に全力で取り組んでいます。２０２４年度までの中期的な目標４つの柱のひとつ、「団結力の向上」として２０２５年までに7万人組織を目指しています。

２０２１年度より組織拡大の再構築にむけた取り組みとして、集中取り組み期間を11～12月に設定し、活動期の比較的早い時期にサービス連合全体で足並みを揃え、加盟組合と共有し、加盟組合が組織拡大の意識づけを強化し、加盟組合内と加盟組合関連企業の組織拡大に取り組むこととしています。具体的な内容として、先ず執行部内で確認する内容は①組織拡大の必要性の議論②企業内の組織率の把握③関連企業における最新の雇用労働者の概数を把握④把握した人数をもとに組織拡大の準備に向けた取り組み手順を執行部で共有し意識醸成をはかる。①～④の取り組みをおこなっている加盟組合においては、執行委員会等で進捗状況を確認し、課題の抽出や取り組みスケジュールの策定・点検をおこない組織拡大をすすめ組織化を達成することとします。また、サービス連合の加盟組合の取り組み支援としては①加盟組合の希望に応じて準備段階から執行委員会などの会議体への参加や学習会、説明会、職場集会の開催や、組織拡大に取り組む手順書の作成など、要望に応じて支援する②組織拡大の取り組み好事例や成果を機関紙「サービス連合」に掲載し、加盟組合に周知をおこなう③組織率に応じた手順についての相談を受け付けるなど、加盟組合の支援をする④２０２４春季生活闘争において組織拡大に関する要求を検討している加盟組合には必要に応じて要求案策定の支援をする、以上の取り組みをおこないます。

また、未組織企業・未加盟労組については産業を代表する企業、企業規模、地域性を考慮し「対象リスト」をサービス連合会員ページに掲載していますので、未組織企業・未加盟企業にお勤めの知人情報の紹介をお願いします。（未組織企業は労働組合がない企業、未加盟労組とは労働組合があるものの産業別労働組合に加盟していない労働組合のことです。）皆さんの情報が重要な〝カギ〟となります。ご協力よろしくお願いします。また、「加盟組合内・組織拡大ポスター」「組織外・知人紹介組織拡大ポスター」を2種類作成していますので、ご活用下さい！

「加盟組合内・組織拡大ポスター」

「組織外・知人紹介組織拡大ポスター」

こくみん共済 coop NEWS
「たすけあいの輪をむすぶ」
こくみん共済 coop は、
次のステージへ
公式キャラクター
ピットくん
たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

編集後記

11月に入り、立冬間近の澄んだ空に心が洗われます。立冬とは秋に終わりを告げ、冬にむけた支度が始まる季節です。とはいっても、今年も秋を感じることがないまま、冬に突入しそうです。今年5月の感染症分類の変更に伴い、インバウンドも復調し、日本各地に海外からのお客様の姿が見受けられるようになりました。訪日観光客を対象とした各種の調査では、訪問先として日本を選ぶ理由として、日本の四季や自然の魅力が挙げられています。日本の四季である春夏秋冬は、観光資源そのものであり、日本の大きな魅力といえるのですが、昨今では地球温暖化を起因とする地球環境の変化により、季節のうつろいを感じることも難しくなっています。サービス連合は、２０１８年度の重点政策として「地球温暖化に対する取り組み」を掲げました。当時の議論を振り返ると、なぜサービス連合が重点政策として地球温暖化なのか？といった声もありましたが、その後に起きた想定を超えるような自然災害を経験したいま、人流・物流を担う産業の担い手として、もう他人事では済まされない状況にあります。地球を舞台に、飛躍する産業として、私たちも目を背けることができない局面にあります。（S. I.）

ひとりで悩んでいませんか？　組合員向け　無料法律相談のご案内

サービス連合の組合員は誰でも利用できます。法律に関することならどんな内容でも構いません。相談内容は一切秘密にされ相談者の名前や相談内容が外部に漏れることはありません。労働組合に対しても本人の了解なく漏らすことはありません。

※電話相談及び初回の面談相談は無料ですが、事件として委任した場合や文書作成などを依頼した場合は有料となります。

開催日時と会場

毎月第２水曜日　18時30分～20時30分
「サービス連合本部」（東京）
ご希望の場合はサービス連合本部にご連絡ください。

※サービス連合の顧問弁護士事務所である「東京共同法律事務所」、ならびに「ナンバ合同法律事務所」では、組合員からの相談を直接受けつけています（初回相談無料）。「サービス連合の○○組合」と「相談者の名前」をお伝えください。相談内容の秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずにご相談ください。

東京共同法律事務所　**03-3341-3133（東京）**
ナンバ合同法律事務所　**06-6633-5777（大阪）**